



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

980	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課)..... 2
981	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課)..... 2
982	職業訓練指導員試験の実施	(労働政策課)..... 2
983	地方卸売市場の認定	(食品流通課)..... 5
984	〃	(〃)..... 5
985	保安林の指定の解除予定	(森林整備課)..... 6
986	漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生の同意	(資源管理課)..... 6
987	さんご漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度及び許可又は起業の認可の申請を すべき期間	(〃)..... 6
988	公共測量の実施	(技術調査課)..... 6
989	一般競争入札による落札者の決定	(〃)..... 6
990	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)..... 7
991	〃	(〃)..... 7
992	〃	(〃)..... 8
993	〃	(〃)..... 8
994	〃	(〃)..... 8
995	〃	(〃)..... 9
996	〃	(〃)..... 9
997	〃	(〃)..... 10
998	〃	(〃)..... 10
999	〃	(〃)..... 10
1000	〃	(〃)..... 11
1001	〃	(〃)..... 11
1002	〃	(〃)..... 11
1003	〃	(〃)..... 12
1004	道路の供用開始	(道路保全課)..... 12
1005	〃	(〃)..... 12
1006	〃	(〃)..... 13
1007	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)..... 13
1008	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 14
1009	〃	(〃)..... 14
1010	一般競争入札による落札者の決定	(警察本部)..... 14
1011	〃	(〃)..... 15
1012	和歌山県警察法令検索システム貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資 格等	(〃)..... 15
1013	運転免許学科採点、合格発表、情報発信システム設定及び貸借業務に係る一般競争入	

札に参加する者に必要な資格等 ()..... 17

○ 人事委員会告示

10 令和2年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施 20

○ 公安委員会告示

40 遊泳区域の指定 23

○ 警察本部告示

5 随意契約の相手方の決定 24

○ 公告

入札公告 (警察本部)..... 24

告 示

和歌山県告示第980号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年8月3日まで縦覧に供する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和2年7月1日

2 名称

特定非営利活動法人自由同和会和歌山県本部

3 代表者の氏名

北橋雅也

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市六十谷86番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民に対して同和問題を始めとする社会差別の根絶に寄与する事業を行い、人権と福祉を基調とする「社会づくり」の推進に寄与する事を目的とする。

和歌山県告示第981号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012300376	合同会社スマイル	新宮市蓬莱三丁目2番27号	同行援護 行動援護	合同会社スマイル	新宮市蓬莱三丁目2番27号	令和2.7.31

和歌山県告示第982号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験実施職種

別表に掲げる全職種

2 試験科目

指導方法（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業能力開発関係法規からなる科目をいう。）

3 試験日時及び場所

- (1) 日時 令和2年10月11日（日）午後3時から
(2) 場所 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ2階 多目的室
和歌山市北出島一丁目5番47号
電話番号 073-425-3335

4 受験資格

- (1) 職業訓練指導員試験（指導方法）の受験資格は、次のア及びイの条件を満たすこととする。

ア 次のいずれかに該当すること。

（ア）職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定に合格した者であること。

（イ）職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条の2第2項及び第3項に規定する者であること。

イ 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者であること。

- (2) 前号の条件を満たす者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができない。

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 受験の手続

- (1) 受験申請に必要な書類

ア 受験申請書

イ 履歴書

ウ 本人確認書類（市町村発行の住民票、運転免許証の写し等）

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cmのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上、受験申請書及び受験票（控）に貼付すること。）

オ 63円郵便切手 1枚（受験票の所定の欄に貼付）

カ 受験資格を証する書面（修了証明書、実務経験証明書等）

キ 4 (1) イに該当することを証する書面の写し

- (2) 受験手数料

3,100円（和歌山県収入証紙を受験申請書に貼り付けるものとする。）

※受験申請書受付後は、受験手数料の返還は行わない。

- (3) 書類の提出期間

令和2年8月17日（月）から同年9月4日（金）までの日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時まで（郵便による場合は、簡易書留郵便によるものとし、令和2年9月4日（金）までの消印があるものは有効とする。）

- (4) 書類の提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地（郵便番号 640-8585）

- (5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

令和2年10月29日（木）に合格者の受験番号を和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。

7 その他

- (1) 受験申請書は、労働政策課、各振興局地域振興部企画産業課、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山県立田辺産業技術専門学院及び和歌山県職業能力開発協会で交付する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封の上、郵便により労働政策課に申し込むこと。
- (3) 試験について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2800）に問い合わせること。

別表 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科
鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鋳造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科
溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レーザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発電電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	麺科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科
航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科

内燃機関科	畳科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	建築物衛生管理科
洋服科	配管科	福祉工学科

和歌山県告示第983号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 開設者の名称及び住所
 - (1) 名称 日高卸売市場株式会社
 - (2) 住所 御坊市湯川町小松原292番地
- 2 地方卸売市場の名称
日高地方卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
 - (1) 位置 御坊市湯川町小松原292番地
 - (2) 取扱品目 青果物、水産物及び花き
- 4 認定年月日
令和2年7月7日

和歌山県告示第984号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 開設者の名称及び住所
 - (1) 名称 比井崎漁業協同組合
 - (2) 住所 日高郡日高町大字阿尾178番地の10
- 2 地方卸売市場の名称
比井崎漁業協同組合地方卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
 - (1) 位置 日高郡日高町大字阿尾178番地の10
 - (2) 取扱品目 水産物
- 4 認定年月日
令和2年7月7日

和歌山県告示第985号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市龍神村殿原字大網代1320の12
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第986号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

加入区の名称 新庄

和歌山県告示第987号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第25条第1項の規定により、さんご漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を1（うち、さんご潜水艇又はさんご網を用いるもの1。その他の方法によるもの0。）と定め、同規則第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間を令和2年7月22日から同年8月4日までと定めたので、同規則第25条第4項及び第8条第3項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第988号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年7月15日から同年12月25日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字八尺鏡野地先から同郡串本町鬮野川地先まで

和歌山県告示第989号

和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和2年7月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
東芝グループコンソーシアム
（代表者）東芝デジタルソリューションズ株式会社関西支社
大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番30号
（構成員）みずほ東芝リース株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 5 落札金額
月額金3,866,720円（うち消費税及び地方消費税の額351,520円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年5月22日

和歌山県告示第990号

和歌山県和歌山市秋月・出水の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。
令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成30年3月16日から令和2年2月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市秋月・出水の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市秋月・出水の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第991号

和歌山県和歌山市加太・深山の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。
令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期

平成30年4月1日から令和元年12月24日まで

- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市加太・深山の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市加太・深山の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第992号

和歌山県海南市山田・大野中の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和2年2月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市山田・大野中の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市山田・大野中の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第993号

和歌山県橋本市南馬場の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月11日から令和元年9月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市南馬場の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市南馬場の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第994号

和歌山県橋本市学文路の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年7月17日

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月11日から令和元年9月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市学文路の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市学文路の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第995号

和歌山県新宮市南檜杖の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月22日から平成30年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市南檜杖の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市南檜杖の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第996号

和歌山県新宮市熊野川町赤木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月25日から平成31年2月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市熊野川町赤木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市熊野川町赤木の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第997号

和歌山県新宮市下田一丁目・丸山及び野田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月25日から平成31年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市下田一丁目・丸山及び野田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市下田一丁目・丸山及び野田の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第998号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降・大畑の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から令和2年3月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降・大畑の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降・大畑の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第999号

和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から令和2年1月24日まで

- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第1000号

和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和2年3月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第1001号

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和2年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第1002号

和歌山県日高郡日高川町大字江川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和2年2月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字江川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字江川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第1003号

和歌山県日高郡日高川町大字和佐（下）の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和2年3月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字和佐（下）の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字和佐（下）の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年7月6日

和歌山県告示第1004号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市西小二里二丁目894番6地先から同市西小二里二丁目520番6地先まで

供用開始の期日 令和2年7月17日

和歌山県告示第1005号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市新高町35番17地先から同市新高町96番22地先まで

供用開始の期日 令和2年7月17日

和歌山県告示第1006号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河寺線

供用開始の区間 紀の川市粉河字西鳥居870番地先から同市粉河字這原1093番1地先まで

供用開始の期日 令和2年7月17日

和歌山県告示第1007号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

猪之山地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	みなべ町	東吉田	小山田	7番1	
2号	〃	〃	〃	〃	1番11	
3号	〃	〃	芝	猪之山	1番5	
4号	〃	〃	〃	〃	〃	
5号	〃	〃	〃	〃	〃	
6号	〃	〃	〃	〃	6番1	
7号	〃	〃	〃	〃	〃	
8号	〃	〃	〃	〃	7番3	
9号	〃	〃	〃	猪野	171番8	
10号	〃	〃	〃	〃	171番7	

11号	〃	〃	〃	〃	182番12	
12号	〃	〃	〃	〃	204番16	
13号	〃	〃	東吉田	小山田	10番6	

和歌山県告示第1008号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和2年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3518	紀の川市西三谷字善光204番3の一部、225番1の一部、226番の一部、227番の一部	紀の川市久留壁86番10 有限会社グローバルシノミヤ 代表取締役 四宮要三	令和 2.7.2	6.00	64.97

和歌山県告示第1009号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和2年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3523	御坊市湯川町小松原字早ヶ瀬坪281番1の一部	御坊市藪350番地13 株式会社サンクリエーション 代表取締役 角幸彦	令和 2.7.8	4.70 6.00 6.00	45.89 10.20

和歌山県告示第1010号

勤務管理システム構築委託及び機器賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
勤務管理システム構築委託及び機器賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和2年5月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山県警察勤務管理システム構築コンソーシアム

(代表者) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

東京都港区芝浦一丁目2番3号

(構成員) 北港情報サービス株式会社

大阪府吹田市豊津町8番7号

- 5 落札金額
127,812,960円（うち消費税及び地方消費税の額11,619,360円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年4月3日

和歌山県告示第1011号

和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和2年5月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
月額4,702,610円（うち消費税及び地方消費税の額427,510円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年4月3日

和歌山県告示第1012号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察法令検索システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
(1) 調達役務の名称
和歌山県警察法令検索システム賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

和歌山県警察法令検索システム貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) この入札に係る貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）情報システムの貸借業務を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2の（7）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

- (2) (1) のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写し

を提出することにより、当該書類に代えることができる。

- (3) (1) のア、イ、カ、ク、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和2年7月17日（金）から同年8月3日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) 仕様書及び(1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年7月17日（金）から同年8月4日（火）午後5時までの間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和2年7月17日（金）から同年8月6日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出することとする。

なお、郵送による場合は、令和2年8月6日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0560

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和2年8月13日（木）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和2年8月18日（火）までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出すること。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、令和2年8月20日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第1013号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、運転免許学科採点・合格発表、情報発信システム設定及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

運転免許学科採点・合格発表、情報発信システム設定及び賃貸借業務

(2) 業務の内容等

運転免許学科採点・合格発表、情報発信システム仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

- (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- オ この入札に係るシステム設定業務と同種の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、クライアントサーバーのシステム構築を行った実績を有することとする。

- カ この入札に係るシステム貸借業務と同種の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは複数台のクライアントを現地保守（修理）するメンテナンスリースをした実績を有することとする。

- キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

- ク 営業品目に貸借を有する者であること。

- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

- コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

- サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム設定業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、システム貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

- (サ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ)の書類についてはシステム設定業務を担当する構成員が、(シ)の書類についてはシステム賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (サ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- (ソ) コンソーシアム協定書の写し
- コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア又はイに掲げる(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)の申請書類に代えることができる。
- (3) (1)のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和2年7月17日（金）から同年8月4日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年7月17日（金）から同年8月7日（金）までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
3の(1)に掲げる申請書類は、令和2年7月17日（金）から同年8月14日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。
なお、郵送による場合は、令和2年8月13日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
運転免許課
和歌山市西1番地
郵便番号 640-8313
電話番号 073-473-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-473-0110
- 6 資格審査の結果通知
資格審査の結果は、郵便により令和2年8月25日（火）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。
- 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
(2) (1)の説明は、令和2年9月3日（木）午後5時までに書面により求めることができる。
(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和2年9月7日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第10号

令和2年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

令和2年7月17日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和2年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	2人程度	知事部局又は教育委員会等における事務

学校事務	30人程度	県立学校又は市町村立小中学校等における事務
警察事務	4人程度	警察本部等における事務
土木	3人程度	知事部局等における道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 平成8年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）における在学期間が令和3年3月末日現在で2年を超える人

イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和2年9月27日（日）	和歌山市 田辺市 新宮市	令和2年10月5日（月）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	(作文試験及び適性検査) 令和2年10月14日（水） (面接試験) 令和2年10月26日（月）から同月28日（水）までの間で指定する1日	和歌山市	令和2年11月6日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

(注) 試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 土木を除く試験区分

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	1,000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50題） <出題分野> 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈	2時間
第2次試験	作文試験	200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）	1時間
	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 土木

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	前記(1)の教養試験と同内容	2時間
	専門試験 (択一式)	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験(40題) <出題分野> 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基礎工学、土木施工等	2時間
第2次試験	作文試験	200点	前記(1)の作文試験と同内容	1時間
	面接試験	1,400点	前記(1)の面接試験と同内容	
	適性検査		前記(1)の適性検査と同内容	

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和2年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和2年8月3日(月)午前10時から同月21日(金)午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

写真票には、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和3年4月1日に採用される。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね154,900円(令和2年4月1日現在)で、経歴その他に応じて一定の額(例:公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等)が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字による受験

- (1) 車椅子・ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。
- (2) 一般事務、学校事務及び警察事務については、点字受験を可能とする。希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5（3）の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の午後3時から1週間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第40号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和2年7月17日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
橋杭海水浴場	東牟婁郡串本町鬮野川	東牟婁郡串本町鬮野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和2年7月18日から同年8月31日まで
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原	東牟婁郡串本町田原（字山谷）地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
白良浜海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町地先の海域で、「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和2年7月23日から同年8月31日まで
江津良海水浴場	西牟婁郡白浜町江津良	西牟婁郡白浜町江津良地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上

臨海浦海水浴場	西牟婁郡白浜町崎ノ北	西牟婁郡白浜町崎ノ北地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
浪早ビーチ	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和2年7月23日から同年8月31日まで

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第5号

和歌山県警察通信指令システムPⅢ連携対応業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年7月17日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県警察通信指令システムPⅢ連携対応業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 随意契約の相手方を決定した日
令和2年5月29日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所関西支社
大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号
- 随意契約に係る契約金額
54,450,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,950,000円）
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

公 告

入 札 公 告

運転免許学科採点・合格発表、情報発信システム設定及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和2年度から令和9年度まで
 - (2) 調達役務の名称及び数量
運転免許学科採点・合格発表、情報発信システム設定及び賃貸借業務 一式
 - (3) 履行期間
ア 運転免許学科採点・合格発表、情報発信システム設定業務
契約日から令和2年12月31日までの間
イ 運転免許学科採点・合格発表、情報発信システム賃貸借業務
令和3年1月1日から令和9年12月31日までの間
 - (4) 調達役務の仕様等
運転免許学科採点・合格発表、情報発信システム仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (5) 納入場所
仕様書による。
 - (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
令和2年和歌山県告示第1013号に規定する運転免許学科採点・合格発表、情報発信システム設定及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
 - 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）
和歌山市西1番地
郵便番号 640-8313
電話番号 073-473-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-473-0110
 - (2) 期間
令和2年7月17日（金）から同年8月4日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで
 - 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等
 - (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
 - ア 場所
3の（1）に同じ。
 - イ 日時
3の（2）に同じ。
 - (2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和2年7月17日（金）から同年8月5日（水）までの間に運転免許課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
 - 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9
 - イ 入札日時
令和2年9月8日（火）午前11時
 - ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年9月7日（月）午後5時までに運転免許課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、運転免許課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 11 契約書作成の要否
要
- 12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否
否
- 13 契約方法
契約は、落札者で行うものとする。
- 14 その他
- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
和歌山県警察本部警務部会計課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-0120
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Renewal of Driver's License Subject Marking, Pass Announcement, Information Dissemination System, and equipment lease
- (2) Time limit for tender :
11:00 a.m. Tuesday 8 September 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Monday 7 September 2020)
- (3) Contact point for the notice :
Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department
Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
TEL : 073-423-0110
FAX : 073-423-0120